

さくら市空き店舗等の不動産情報に関する協定書

さくら市（以下「甲」という。）と公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部（以下「乙」という。）は、連携及び協力し、空き店舗等の利用を希望する者（以下「空き店舗等利用希望者」という。）に対する市内の不動産情報の提供を円滑に図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携及び協力することで市内の不動産情報を店舗等利用希望者に提供できる体制を整え、空き店舗等利用希望者を支援し、雇用の確保及び地域経済の好循環を図ることを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲は、不動産情報を必要とする空き店舗等利用希望者から希望する不動産の諸条件を聞き取り、乙の会員のうち市内に事務所が所在するものでこの協定に係る業務に協力する意向があるもの（次項において「会員」という。）に連絡する。

- 2 会員は、前項の規定により連絡された場合は、当該希望に該当する市内の不動産情報を甲に提供する。
- 3 甲は、前項の規定により不動産情報を提供された場合は、速やかに当該空き店舗等利用希望者に当該不動産情報を提供する。

（期間）

第3条 この協定の期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙のいずれからも改廃の申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議し、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年3月17日

甲 栃木県さくら市氏家2771番地

さくら市

市長

ヤナ
いと 塚 隆 也



乙 栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号大銀杏ビル7階

公益社団法人 全日本不動産協会 栃木県本部

本部長

稻 川 知 法

